

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目指し、経営の透明性・効率性を高めるとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の推進、及び株主などのステークホルダー(利害関係者)重視の公正な経営を維持することをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。また、ステークホルダーに対し、経営状況に関する情報開示と説明責任を積極的に行っております。

なお、当社は監査役設置会社であり、監査役会は3名で構成され、内2名は社外監査役であります。監査役は、各部門の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査するほか、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に出席し、客観的な立場で助言と提言を行っており、取締役の業務執行状況に関して十分な監視機能を果たす体制を整えていると判断しております。

当社は、今後も、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みを推進し、一層の企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イトーヨーカ堂	3,432,000	30.00
ダイイチ取引先持株会	523,800	4.57
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	264,808	2.31
若園 清	263,100	2.30
小西 典子	256,220	2.23
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	200,000	1.74
株式会社北陸銀行	193,040	1.68
株式会社北洋銀行	186,000	1.62
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	172,800	1.51
鈴木 達雄	166,404	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社の議決権の30.04%を所有するその他の関係会社であります。両社は、当社が独立した上場会社としての事業運営の独立性を維持して経営していることを尊重しており、株式会社イトーヨーカ堂との間では役員の入力があるものの、その数は1名と少数であることから、当社の事業活動や経営判断に対する両社からの制約はありません。

なお、当社と株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの間に、金銭等の質借関係、保証・被保証関係、営業取引関係等はありません。

従って、当社と親会社等との関係において、当社の事業活動や経営判断に対する制約はなく、当社の独立性は確保されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ、札幌 既存市場

決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮川 明	他の会社の出身者													
井雲 康晴	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮川 明		同氏は、株式会社イトーヨーカ堂監査役を務めております。	当業界に精通しており、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。 選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

井雲 康晴		<p>長年にわたって経営コンサルタント業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営に対して提言をいただくとともに、適切な助言を期待するものであります。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等でないことから、独立性が高いものと認識しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由)</p> <p>経営陣から著しいコントロールを受け得る者でないこと、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者でないこと、及び証券取引所の定める独立性に関する判断基準の要件を充足していることなどにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、第2四半期レビュー及び期末監査終了時の年2回、監査報告会を開催し、会計監査人より監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われるとともに、会計基準等の変更に伴う指導・助言を受けるなど、必要に応じて随時、意見交換等が行われます。

内部監査室との連携につきましては、常勤監査役と内部監査室長が必要に応じて情報交換等を行っております。また、主に業務の効率化や各部門の業務の適法性及び妥当性について、両者が協力して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹井 祐三	他の会社の出身者													
東城 敬貴	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹井 祐三		同氏が、代表取締役社長を務める三洋興熱株式会社と当社との間には53百万円の灯油購入等の取引関係があります。なお、取引条件等については、一般的取引条件と同様に決定しております。	監査役制度のより一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、経営者としての高い見識を活かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくためであります。 選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
東城 敬貴			監査役制度のより一層の機能強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するとともに、税理士としての高い見識を活かし、第三者的視点から、業務執行の適法性や妥当性、会計の適法性等のチェック機能を担っていただくためであります。 選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者でないこと、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者でないこと、及び証券取引所の定める独立性に関する判断基準の要件を充足していることなどにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点においては、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していませんが、今後の状況によっては検討する可能性があります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告にて、報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針は定めておりません。

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、2008年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は、1996年12月20日開催の第42期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。

なお、当社の役員報酬等は、固定報酬と退職慰労金で構成されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、企画IR部において、各種情報の提供、取締役会資料の事前配付(決議議案に限る。)、各議事録の作成と説明を行っております。

なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあり、2016年1月より企画IR部から補佐員1名を任命しております。また、監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる旨、取締役会において決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1.当社は監査役設置会社であります。当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

また、社外取締役2名を選任しており、監査役会等と同様に業務執行役員の業務のモニタリング及び経営陣への適宜のアドバイスを行っております。

2.取締役会、常勤役員会

取締役会は、原則月1回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

常勤役員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図る目的として、常勤役員を中心に、月2～3回開催し、重要な業務執行への対応を行っております。

3.監査役

監査役は、各部門の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査するほか、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に出席し、客観的な立場で助言と提言を行っており、取締役の業務執行状況に関して十分な監視機能を果たしております。

4.監査役会

監査役会は、常勤監査役、社外監査役を含む監査役全員をもって組織し、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、関係法令及び当社定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに、各監査役の報告に基づいて監査報告書を作成しております。

5.経営会議

経営会議は、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織し、毎月開催され、ブロック別・商品部門別等の詳細な業績分析と報告、4か月先行管理表による業務執行の具体的な内容、その背景となる重点実施事項及び具体的な対応策について審議を行っております。

6.内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室(1名)が担当し、内部監査規程に基づき実施しております。内部監査室は監査役と連携し、主に業務の効率化や各部門の業務の適法性及び妥当性について監査しております。監査結果は、監査報告書に取りまとめ、社長に提出しております。

監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行っております。また、業務運営上関係する法令の改正等に対しては、顧問弁護士や会計監査人のアドバイスを受け、適宜社内規程の改正を行い整備に努めております。

監査役監査につきましては、上記のほか、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を実施しております。

なお、監査役全員は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7.会計監査人

監査法人シドールとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、政近克幸及び菅井朗であります。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名で構成されております。

8.報酬決定等

役員報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員報酬等の総額は株主総会において決議し、役員個人の報酬等の額は取締役の報酬等は取締役会の決議において、監査役の報酬等は監査役会の協議において決定しております。

9.責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社の事業の状況ならびに経営の効率性及び透明性の観点から、現時点において最適であり、当社の企業価値の向上に資するものと判断しております。

当社は、業務執行の監督機能を強化し、透明かつ公正な企業活動の一層の充実を図るため、設立当初から社外取締役ならびに社外監査役を選任しております。提出日現在において取締役7名中、社外取締役2名、監査役3名中、社外監査役2名の体制で、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、投資家の信頼を高める方針であります。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役・会計監査人等との意見交換などを通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年12月開催の第65期定時株主総会招集通知につきましては、法定期日より4日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に多くの株主が出席できるように日程を設定しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載しており、法定期日より8日前に掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL (https://www.daiichi-d.co.jp/ir) 「IR情報」として、決算短信、財務ハイライト、IRライブラリー、財務諸表、プレスリリース、月次報告、株式の状況、株主優待の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 企画IR部 IR担当役員: 常務取締役 川瀬豊秋 IR事務連絡責任者: 主任 柳内祐子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、LED照明への切り換えなどによるCO2の削減、畜産部門のノントレーの実施、資源回収ボックスの設置、地元小学生の店舗見学の受入れや料理教室の開催など、地域密着企業としての活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社を取り巻く様々な利害関係者の皆様に、正確な情報を公平かつ適時・適切に開示することを、情報開示の基本方針としております。 開示にあたっては、法令、規則に定められた開示事項のほか、当社を理解していただくために有用であると判断されるものについても、積極的に開示してまいります。 なお、これらの情報は、縦覧に供される場所のほか、当社ホームページにおいても開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務執行記録の保存・管理体制

取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。

2. リスク管理体制

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。なお、リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

3. 効率性確保の体制

取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月2～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。

4. 法令順守体制

a 業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。

b 内部監査室は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。

c 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

5. 監査役補助従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。

6. 監査役補助従業員の独立性に関する事項

当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。

7. 役員が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役または使用人に対し報告を求めることができる。

8. その他、監査役監査の実効性を確保する体制

a 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。

b 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

c 監査役は、内部監査室と連携し、当社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。また、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

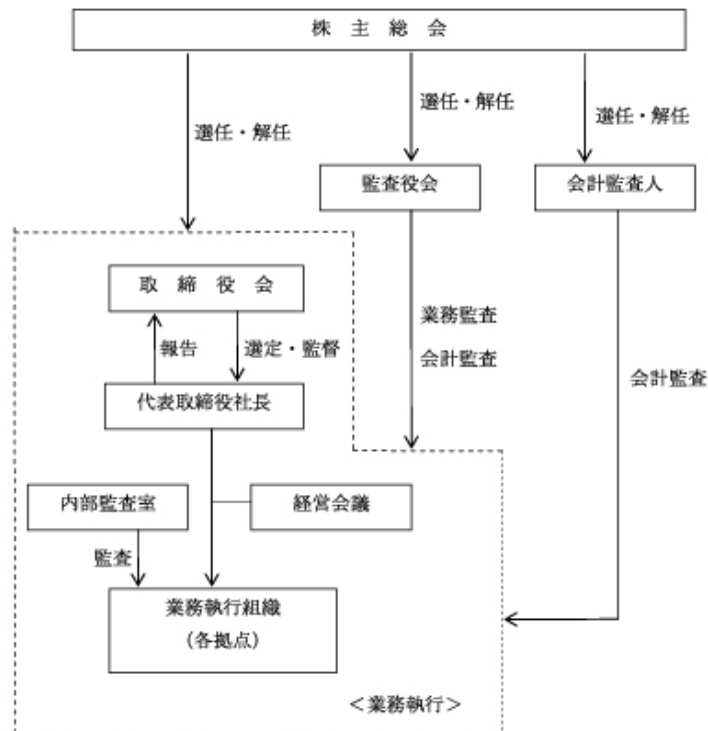
1. 適時開示の基本姿勢

当社は、法令順守に努めるとともに東京証券取引所の定める規則(以下、適時開示規則という。)に従い、株主及び投資家等のステークホルダーに対し経営方針、事業の状況や財務情報を適時・公平かつ適切に継続して開示することを、経営の重要課題の一つとして認識しております。

2. 情報開示の社内体制

- (1) 企画IR部を中心として各部署と連携し、会社情報の適時開示を行っております。企画IR部担当取締役は、取締役会、常勤役員会及び経営会議に参画し、情報の収集に努めるとともに、監査役会や内部監査室との意見交換を図り、重要情報等の把握を行っております。
- (2) 企画IR部は、取締役会、常勤役員会及び経営会議の事務局を務めているため、重要事実に該当する情報については、適時適切に開示できる体制となっております。
- (3) 適時開示が必要となる会社情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報など。)については、企画IR部担当取締役が各部署の責任者と連携して情報の精査を行い、代表取締役社長と協議の上、取締役会又は常勤役員会に報告乃至承認を受け開示しております。
- (4) 適時開示規則に該当しない情報についても、当社の事業内容の理解促進のために有用と思われる情報については、積極的かつ公平に開示しております。今後も、株主及び投資家の投資判断に必要と認められる情報については、企画IR部担当取締役が、代表取締役社長及び関係機関と協議の上、迅速・正確かつ公正な情報開示に努めてまいります。
- (5) 情報開示の方法については、証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)によって行っております。なお、公表した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

<コーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制についての模式図>

